

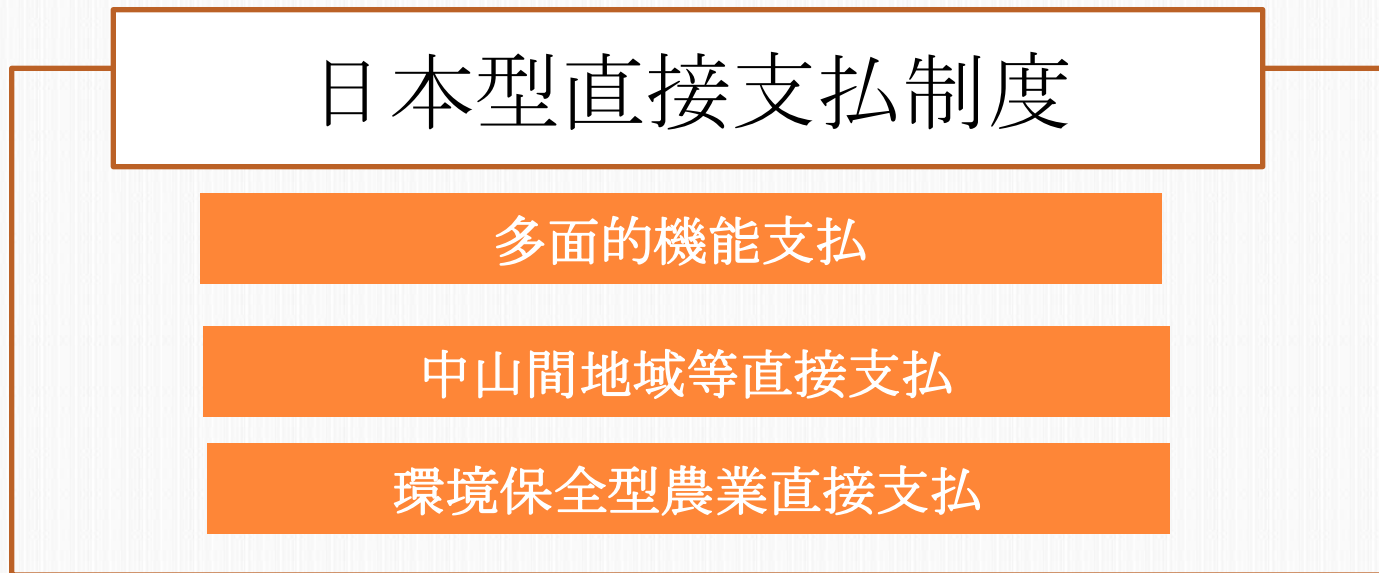
中山間地域等直接支払事業 について

1

埼玉県農林部
農業ビジネス支援課

日本型直接支払制度について

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」
(平成27年4月施行)



平成27年度から法律に基づく制度として1つの枠組みで実施

- 法律に基づいた、安定的な制度として実施
- 複数の事業を一度に申請することが可能

中山間地域等直接支払制度とは

- 農業生産条件の不利な中山間地域において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取り決め（協定）を締結し、それにしたがって5年間以上農業生産活動等を行う場合に交付金を交付する制度。
- 平成12年度の創設以降、第1期～第3期対策まで実施し、平成27年度から第4期対策が開始。

交付単価

※10aあたり

急傾斜

地目・傾斜	単価
田(1/20以上)	21,000円
畑(15° 以上)	11,500円

緩傾斜

地目・傾斜	単価
田(1/100以上)	8,000円
畑(8° 以上)	3,500円

平成26年度実施状況

全国の実施状況

- 東京都、大阪府を除く45道府県、998市町村、28,078協定で実施
- 交付面積：687,220ha、
- 交付金額：54,175百万円
- 協定参加者数：61万人

埼玉県内の実施状況

- 14市町村、79協定で実施
- 交付面積：400ha
- 交付金額：34,987千円
- 協定参加者数：1,684人

秩父市室久保地区



神川町住居野地区

中山間地域等直接支払制度第4期対策について

実施期間：平成27年度～平成31年度(5年間)

協定に定める活動内容

1 農業生産活動等を継続するための活動(単価の8割を交付)

① 農業生産活動等

- ・耕作放棄地の発生防止活動(法面の管理、鳥獣害防止対策等)
- ・水路、農道等の管理活動

② 多面的機能を増進する活動

- ・周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、ビオトープ等

2 体制整備のための前向きな活動(1+2で単価の10割を交付)

A要件・B要件・C要件の中から1つを選択し、実施

A要件:農業生産性の向上

B要件:女性・若者等の参画を得た取組

C要件:集団的かつ持続可能な体制整備

第4期対策の変更点のポイント

1 体制整備のための前向きな活動

2 加算措置の新設、拡充

3 交付金返還ルールの見直し

1 「体制整備のための前向きな活動」の変更点

第3期対策

※以下の項目より2つ以上選択

A要件

- 協定農用地の拡大
- 機械・農作業の共同化
- 高付加価値型農業の実践
- 地場産農産物の加工・販売
- 農業生産条件の強化
- 新規就農者の確保
- 認定農業者の育成
- 多様な担い手の確保
- 担い手への農地集積
- 担い手への農作業の委託

B要件

- 集落を基礎とした営農組織の育成
- 担い手集積化

第4期対策

※以下の項目より2つ以上選択

A要件

- 機械・農作業の共同化
- 高付加価値型農業
- 生産条件の改良
- 担い手への農地集積
- 担い手への農作業委託

※人農地プランとの整合性

B要件

- 新規就農者による営農
- 農産物の加工・販売
- 消費・出資の呼び込み

※女性・若者等の参加が必要

整理
再編

※ C要件(集団的かつ持続可能な体制整備)は引き続き実施

2 加算措置の新設、拡充

拡充

① 集落連携・機能維持加算

【集落協定の広域化支援】

複数集落が連携して広域の協定を締結し、新たな人材を確保して、農業生産活動等を維持するための体制づくりを行う場合

⇒**地目にかかわらず 3,000円/10a 加算**

【小規模・高齢化集落支援】

小規模・高齢化集落の農用地を取り込んで活動を実施する場合

⇒**田:4,500円/10a、畑:1,800円/10a 加算**

新規

② 超急傾斜農地保全管理加算

超急傾斜地(田:1/10以上、畑:20°以上)の農用地の保全及び有効活用に取り組む場合

⇒**田・畑 6,000円/10a 加算**

3 交付金返還ルールの見直し

見直し

交付金返還ルール

原則として5年間農業生産活動を継続しない場合は協定農用地の全てについて交付金を協定締結時に遡り返還する必要がある。

ただし以下の場合については免除、減免される。

第3期対策まで...

交付金の返還を全額免除する事由

- 農業者の死亡、病気、高齢等により農業生産活動等の継続が困難と認められる場合(C要件を選択している場合を除く)
- 自然災害の場合
- 土地収用法等に基づき収用または使用を受けた場合等

当該農地のみ交付金を返還する事由

- 協定に参加する新規就農者又は農業後継者の住宅に供する場合等

3 交付金返還ルールの見直し

第4期対策から追加

交付金の返還を全額免除する事由

- 家族の病気その他これらに類する事由（C要件を選択している場合を除く）
- 地域再生法に基づく地域農林水産業振興施設への転用

当該農地のみ交付金を返還する事由

- 協定に定められた活動に参加する者の住宅用地とする場合
- 林業又は水産業関連施設の用地とする場合



**協定参加者の高齢化が進行する中、
制度に取り組みやすくするための変更**

中山間地域等直接支払制度特認基準について

特認基準とは

国が定める通常基準のほか、地域の実情に応じて都道府県知事が特別に中山間直接支払制度の対象地域として指定できる地域。

埼玉県の知事特認基準

※国ガイドラインと同基準

- ① 農林統計上の中間農業地域及び山間農業地域
- ② 特定農山村法、山村振興法及び過疎法の指定区域に地理的に接する農用地(旧市町村単位)

基準自体の変更及び地域数の増減はなし
埼玉県の特認地域:13市町25地域

- ※ ②の表記を国ガイドラインの表記と合わせるため、「一団の農用地」から「一団の」を削除し、分かりやすくするため「(旧市町村単位)」を追加。
- ※ 農林統計の地域区分が改訂されたことに伴い、秩父市旧影森村の区分が②→①に変更。

第4期対策の推進

推進状況

- 実施協定が第3期対策から第4期対策に円滑に移行するための取組
- 新規地区の参加、協定農用地拡大のための取組
- 市町村対象の説明会の実施
- 県・市町村での集落を対象とした説明会の実施
- 新規地区の掘り起しや面積拡大の呼びかけ
- 協定書の作成指導、現地での活動指導

今後のスケジュール

- 集落等→市町村 事業計画書・協定書を提出(8月31日まで)
- 市町村→集落等 協定を認定し、通知(9月30日まで)
- 市町村による現地確認、活動状況の確認(10月31日まで)

中山間地域等直接支払制度の活用事例

鳩山町竹本集落

協定面積:2ha 交付金額:10万6千円 協定参加者:16人

「多様な担い手の確保」として、協定農用地内で企業の福利厚生事業である農作業体験の受け入れを行っている。

集落外から小さな子供を含む多くの人々が入ってきたことにより、地域に活気が呼び戻された。

- 協定参加者が以前勤めていた企業の社員やその家族を受け入れ。
- 作付、収穫体験を行っており、企業側は30～40人が参加している。
- 年に1度は集落で収穫祭を実施し、交流の場となっている。



大根の収穫体験

あずま屋での
収穫祭



御清聴ありがとうございました

